

社会福祉法人 滝上ハピニス定款（公益事業関連部分の抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- （1）第一種社会福祉事業
 - （イ）障害者支援施設の経営
- （2）第二種社会福祉事業
 - （イ）障害福祉サービス事業の経営
 - （ロ）相談支援事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人 滝上ハピニスという。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）北海道紋別郡滝上町字オシラネツプ原野 1577 番 18 所在の滝上リハビリセンター敷地 1 筆（13,927.74 平方メートル）
（ 省 略 ）

3 その他財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業のように供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）介護福祉士取得者等への修学資金貸与事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない